

○小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成15年12月24日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年小諸市条例第36号。以下「条例」という。）第11条の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公告)

第2条 市長は、条例の規定により公の施設の管理を行わせるため、法人その他の団体（以下「法人等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告する。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 条例第3条第1項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間（以下「指定予定期間」という。）
- (4) 条例第2条第1項に規定する申請（以下「指定申請」という。）の方法
- (5) 受付期間、提出先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、公募によらず指定管理者の候補者を指定することとしたときは、速やかに前項第1号から第3号までに掲げる事項及び公募によらない旨並びにその理由を公告するものとする。

(令7規則28・一部改正)

(指定申請)

第3条 指定申請は、市長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第2条第1項に規定する規則で定める申請書は、小諸市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）とする。

3 条例第2条第1項第1号に規定する事業計画書及び同項第2号に規定する市長が特に必要なものとして規則で定める書面は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 指定予定期間に属する各年度の当該公の施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書、法人以外の団体にあっては、これに相当す

る書類

- (3) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (4) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書等）ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあっては、その設立時における財産目録とする。
- (5) 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平17規則16・一部改正）

（指定管理予定者）

第4条 市長は、指定申請をした法人等が2以上あるときは、条例第3条第1項に規定する要件（以下「指定要件」という。）を総合的に判断し、最も適切と認めるものを指定管理者の予定者（以下「指定管理予定者」という。）とする。

2 市長は、指定申請をした法人等が1である場合において、指定要件を満たすときは、当該法人等を指定管理予定者とする。

3 市長は、前条第1項に規定する市長が定める期間内に指定申請をした法人等がないとき又は前2項の規定による指定管理予定者がいないときは、再度、第2条の規定による公告を行う。

（指定管理者選定委員会）

第5条 前条に規定する指定管理予定者の選定を公正かつ公平に実施するため、小諸市公の施設指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副市長、総務部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業振興部長、建設水道部長及び教育次長をもって構成し、委員の2分の1以上の出席をもって開くものとする。

3 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

4 委員会は、第3条に規定する指定申請に関して審査し、その審議結果を遅滞なく市長に報告するものとする。

5 委員会の会議は、公開しない。

6 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(平17規則16・平18規則 8・平19規則 6・平26規則 1・平31規則10・一部改正)

(通知)

第6条 市長は、条例第3条第1項に規定する指定をしたときは、指定した法人等に対し、小諸市公の施設指定管理者指定書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、条例第3条第1項に規定する指定をしなかったときは、指定しなかった法人等に対し、小諸市公の施設指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知する。

(協定)

第7条 市長は、指定管理者と当該公の施設の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 利用許可に関する事項

(3) 利用料金に関する事項

(4) 管理に要する費用に関する事項

(5) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(6) 管理の業務の報告に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項

(8) その他市長が必要と認める事項

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月25日規則第16号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日規則第8号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第6号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日規則第1号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日規則第8号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。
附 則（平成31年3月26日規則第10号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第8号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。
附 則（令和7年3月31日規則第28号）
この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

小諸市公の施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 小諸市長

申請者 所在地
名称
代表者の氏名
連絡先 担当者名
電話
ファックス
e-mail

小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、「
」の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

様式第2号(第6条関係)

小諸市公の施設指定管理者指定書 小諸市指令 第 号 年 月 日 所在地 名称 代表者の氏名 様 年 月 日付けの「 」の指定管理者の 申請については、小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条第1項の 規定により指定します。 年 月 日 小諸市長	
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日 まで

指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲については、当該公の施設の条例に定めるもののほか、詳細については、協議の上別に定めるものとする。

様式第3号(第6条関係)

小諸市公の施設指定管理者不指定通知書	
小諸市指令 第 号 年 月 日	
所在地 名称 代表者の氏名	様
年 月 日付けの「 」の指定管理者の 申請については、次の理由により指定しませんので通知します。	
年 月 日	
小諸市長	
理由	

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、小諸市長に対して審査請求をすることができます。

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（令 4 規則 8 ・ 一部改正）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（平28規則 8 ・ 令 4 規則 8 ・ 一部改正）